

## 当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）

### 【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常生活していく。
- 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
  - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については**100%以内**緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については**50%以内**（※）とする。
  - ② 人数上限については、5,000人を超える、**収容人数の50%までを可とする**。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、**9月19日より実施する**。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すこととも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う**。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期	収容率		人数上限
	屋内	屋外	
現在	50%以内	十分な間隔（＊できれば2m）	5,000人
当面11月末まで	100%以内	（席がない場合は適切な間隔）	5,000人

①収容人数10,000人超  
⇒収容人数の50%

②収容人数10,000人以下  
⇒5,000人

50%（※）以内  
(席がない場合は十分な間隔)

100%以内  
(席がない場合は適切な間隔)

(注)収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。

大声での歓声・声援等が  
想定されるもの

・ロック、ポップコンサート、  
スポーツイベント、公演競  
技、公演、ライブハウス・  
ナイトクラブでのイベント  
→詳細は次頁参照

大声での歓声・声援等が  
ないことを前提としたもの

・クラシック音楽コンサート、  
演劇等、舞踊、伝統芸能、  
芸能・演芸、公演・式典、  
展示会等

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としたしる／想定されるものの例 【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としたしるもの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、樂劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音樂、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	競馬、競輪、競艇、オートレース
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	公演
伝統芸能	キャラクターショー、親子会公演 等
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	ライブハウス・ナイトクラブ
言葉・演説	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
講談、落語、漫談、漫才、奇術 等	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
公演・式典	
各種講演会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショーエ	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) 上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかに於けるか否かを個別具体的に判断する必要がある。  
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としたしるもの」として取り扱わない。

### 【別紙3】

## 収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

### イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）  
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）  
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、  
主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）  
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、**接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの  
ダウントロード促進等の具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）  
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）  
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）  
**入退場列や休憩時間の密集を回避する措置**（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気  
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止  
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除  
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接觸しないよう確実な措置を講じるとともに、接觸が防止できない  
おそれがあるイベントについては開催を見合わせること
- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）  
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、  
可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握する**  
とともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

## 【別紙4】

### 感染防止のチェックリスト

#### (1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

- |                |  |
|----------------|--|
| ① マスク着用の担保     | ・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの<br>*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布                                       |
| ② 大声を出さないことの担保 | ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの<br>*隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）<br>*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m） |

#### (2) 基本的な感染防止等

- |             |   |
|-------------|---|
| ③ ①～②の奨励    | ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）                        |
| ④ 手洗        | ・こまめな手洗の奨励  |
| ⑤ 消毒        | ・主催者側による施設内のかまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒                              |
| ⑥ 換気        | ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気                                      |
| ⑦ 密集の回避     | ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避                              |
| ⑧ 飲食の制限     | ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限<br>・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底  |
| ⑨ 参加者の制限    | ・入場時の検温、入場を断つた際の扱い戻し措置                                      |
| ⑩ 参加者の把握    | ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握<br>・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 |
| ⑪ 催物前後の行動管理 | ・イベント前後の感染防止の注意喚起   |

#### (3) イベント開催の共通の前提

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ⑪ 入退場やエリア内の行動管理 | ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討<br>*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可 |
| ⑫ 地域の感染状況に応じた対応 | ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談<br>・地域の感染状況の変化があつた場合は柔軟に対応           |
- （※）本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

## 【別紙5】

### コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行いうことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

### コンサート・演劇・スポーツイベント等

イベントの性質 想定される イベント及び 収容率等	100%以内		当面11月末まで50%（※）以内	
	入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等	大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコーンサート、スポーツイベント、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	大声での歓声・声援等が見込まれないもの） これまでの開催実績があるものの。 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。
100%開催の 具体的要件				次のいずれにも該当するもの。 ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの） ② これまでの開催実績があるものの、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

## 展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

### 【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とするこれを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人ととの間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うこと前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの性質等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人數に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動物植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

展示会、地域の行事等		全国的・広域的なお祭り・野外フェス等	
イベントの性質	想定されるイベント（例）	開催要件	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 入退場や区域内の適切な行動確保が可能</li> <li>• 参加者が自由に移動できる</li> <li>• 名簿等で参加者の把握が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 展示会（人数等を管理できるイベント）</li> <li>• 地域の行事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 入退場や区域内の適切な行動確保が困難</li> <li>• 参加者が自由に移動できる</li> <li>• 名簿等で参加者を把握困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 入退場や区域内の適切な行動確保が困難</li> <li>• 参加者が自由に移動できる</li> <li>• 全国的な花火大会・野外音楽フェス等</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当分の間、十分な人ととの間隔（1m）を要する。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。</li> </ul>

# 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント

【別紙7】

## 基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクを考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。
- ・開催について慎重に判断。

## 感染リスク

### 接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、場所に接觸した手で、口や鼻に触れる
- ・感染者の飛沫が飛散した場所（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

### 飛沫感染

- ※ $5\mu\text{m}$ 以上の粒子
- ・感染者の飛沫（ $5\mu\text{m}$ 以上）の吸い込み
- ・※マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ
- ・感染リスク増加

### 飛沫感染

- ※ $5\mu\text{m}$ 未満の粒子
- ・感染者の飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

### 感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人が触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

### マスク着用

- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内の食事は長時間マスクを外すことなどが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

### 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保

- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グルーブ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けたため換気を強化

### 留意事項

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

(別紙8)

## 県主催イベントに係る対応について

県主催の一般県民が参加するイベントや集会については、参加者の人数、高齢者などの属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等を考慮して、個別にその開催の可否を判断する。

開催する場合には、入場者の制限や誘導、接触確認アプリの活用促進、連絡先の把握、大声の抑止、手指の消毒設備の設置、マスクの着用の徹底、室内の十分な換気の実施、など適切な感染防止対策を徹底する。